

要 請 書 (案)

1. 国民の思想・良心の自由を守るために、学習指導要領に基づく「日の丸・君が代」を強制しないこと。学習指導要領から「国旗・国歌」条項を削除すること。

「君が代」斉唱時の起立斉唱強制は身体的自由（人身の自由）を蹂躪するものであるから、各都道府県に起立斉唱を強制しないように指導すること。

大阪府及び大阪市の「君が代起立斉唱条例」は憲法・教育基本法・地方自治法に違反するものであるから、政府として廃止を指導すること。

【理由】

文科省が学習指導要領に「国旗・国歌」条項を削除しないため、大阪府・大阪市は「君が代起立条例」を制定したうえに、不起立教職員を処分するとともに、斉唱を行っているかの口元監視をしている。民主主義国家にありえない異常事態が進行しているのは、文科省の学習指導要領の責任である。文科省は内閣府の基準に合わせて「国旗・国歌」条項の削除をすべきである。

2. 教職員の労働安全・健康保持・福利厚生を増進するため、修学旅行等宿泊行事における教職員の超過勤務を防止する措置を行うよう教育委員会を指導すること。

【理由】

修学旅行等の「旅行・集団宿泊的行事」に関わる教職員は「自主的業務」という名目で膨大な時間外労働を強制されている。教職員の時間外労働の実態を調査して、旅行・宿泊的行事そのものを見直すか、教職員の労働の在り方を変えること。

3. 年金支給年齢引き上げに伴い、希望する教職員全員を再任用すること。

【理由】

高齢者雇用安定法改正によって事業主は希望者全員を65歳まで継続雇用することが義務づけられた。しかし、一部教育委員会は評価制度等によって再任用不合格としている。高齢者雇用安定法は公立学校教職員に適用されないものの、この法律の水準を下回ることは妥当でないことから、高齢者雇用安定法の趣旨を損なわないように教育委員会を指導すべきである。

4. 朝鮮学校も「高校無償化」制度の対象とすること

【理由】

拉致問題と高校無償化は別問題である。朝鮮学校を排除することは排外主義を醸成するものであり許されない。

5. 教科書無償制度を継続し、現行教科書検定制度を廃止すること。

【理由】

自由社及び育鵬社の歴史教科書は史実に基づかず、アジア蔑視思想で貫かれている。このような書籍を教科書として合格させる教科書検定制度は廃止すべきである。

6. 臨時的任用教職員の待遇を抜本的に改善すること。

(1) 同一価値労働・同一賃金の原則をふまえ、正規教職員と同等の賃金を支給するように各都道府県・市町村を指導すること。当面、以下の改善措置をとるように指導すること。

- ① 臨時的任用教員（講師）の賃金を教育職給料表の2級に格付けすること。
- ② 賃金の「頭打ち」を廃止するよう指導すること。
- ③ 2010年09月10日最高裁判決を踏まえて、非常勤講師・職員に一時金及び通勤手当が支給できるよう、法整備を行うこと。

(2) 不安定雇用をなくすため、地公法22条6項の改正を行うこと。

(3) 非常勤教職員等の特別職地方公務員が労働契約関係にあることを周知すること。

【理由】

地公法3条3項3号の特別職地方公務員の雇用は「任用」ではなく「雇用」であることを確立させるため、関係方面と協議して、必要であれば法改正を行われたい。

全国的に非常勤教職員が増加しているが、現時点で文科省が把握している都道府県別の非常勤教職員（臨時的任用職員及び非常勤講師などで国庫負担対象者）の数を開示されたい。

(4) 福祉・厚生を充実させること。

- ① 継続雇用を行えるよう法制度を改正すること。また、待機期間の生活を保障するための措置を講ずること。
- ② すべての臨時的任用教職員に健康診断を実施するよう、都道府県を指導すること。

7. 公立学校で働く外国人教員（JET、ALT、AETを含む）が日本人教員と対等に授業等を担当できるように法改正を行うこと。

地方自治体がALT等の偽装請負契約や脱法的派遣契約が出来ない仕組みをつくること。

【理由】

小学校での英語授業が必修化されたことに伴って、補助教員等の偽装請負が行われている。また、大阪府をはじめ全国各地の地方自治体でALT等の偽装請負契約がまかり通っている。厚労省の所管事項であったとしても、教育現場の違法状態をなくすことについては文科省が責任を負うべきである。少なくとも、実態調査を行うこと。

8. 労働組合法違反の大学への補助金を削減あるいは減額すること。

【理由】

近年、労働委員会等から不当労働行為が認定され労働組合法違反を是正する命令を受けたにもかかわらず、命令を履行しない私立大学（及び国立大学法人、公立大学法人）が増えている。これらの大学には、私立大学等経常費補助金取扱要領第3条を準用して

補助金の不交付あるいは減額支給とすること。

また、大阪産業大学は教授及び准教授の違法解雇及び訴訟によって授業が休止しているのであるから、私立大学等経常費補助金取扱要領第3条第9項により補助金の不交付あるいは減額支給とすること。

9. 非常勤講師等有期雇用労働者の雇用年限を制限する大学等に対して、労働契約法改正の趣旨を潜脱しないように通達等を行うこと。

【理由】

従前は雇用年限の上限を定めていなかったにもかかわらず、労働契約法の改正を機に雇用年限上限を5年未満とする就業規則を制定する大学等が増えている（早稲田大学、大阪大学等）。大学設置者に労働契約法の改正の趣旨を徹底すべきである。

10. 教員免許更新制を廃止すること。
11. 全国学力テストを中止すること。
12. 「改正」教育基本法を見直すこと。
13. 「心のノート」の配布を中止せよ
14. 「子どもの権利条約」の徹底をはかるよう措置を講ずること。
15. 指導要録のあり方を抜本的に見直すこと。当面、個人情報の全面開示を行うことやプライバシーの保護を徹底する措置を講ずること。
16. 早期に30人学級を実施し、教職員の増員を行うこと。
17. 外国籍教員の採用を「講師」とするのではなく「教諭」として採用できるよう、文部省の通知を撤回すること。
18. 現業部門の欠員補充、下請け禁止、とくに学校給食調理員・警備員などの増員と労働条件の向上を図ること。
19. 義務教育国庫負担制度を堅持すること。学校事務職員・栄養職員を義務教育国庫負担制度から除外しないこと。
20. ノーマライゼーションの精神に基づき、支援学校の義務制を廃止し、統合教育を推進すること。（障害児を含め）希望者の普通高校全入を進めること。
21. 障がいをもった教職員が働きやすい施策を進めること。
22. 国公立学校の授業を民間企業に請け負わせないこと。大学設置基準を遵守せず「外部講師」に授業を担当させている大学等を調査して厳正に対処すること。
23. 国公立学校教職員の専任比率を高める方策を講じること。
24. 学校給食の安全性を確保するため、米をはじめとして輸入食品は使用せず、国内農産物を積極的に使用すること。併せて農薬の使用規制を強化すること。
25. 国民体育大会を廃止すること。